

進路だより

令和3年6月25日(金)

No. 3

行田特別支援学校進路指導部

今回は、就労に必要な二つの手続きについて説明します。

就労アセスメント

高等部3年生で卒業後すぐに就労継続支援B型事業所を利用する場合、3年生の時に就労移行支援事業所で就労アセスメントをする必要があります。

就労アセスメントを行い、就労継続支援B型事業所を利用することが妥当となった場合、卒業後の利用が可能になります。

就労アセスメントをする場合は、**保護者**が**市役所**の窓口相談に行き受給者証の交付について相談したり、**相談支援事業所**へサービス等利用計画案の作成依頼に行ったりします。

最近では、相談支援事業所へのサービス等利用計画案の作成依頼が多く時間がかかるようです。余裕を持って手続きを進めて下さい。

市によって手続きが異なるので、必ず住んでいる市役所に行き、確認をしてください。

市役所に相談する場合は、必ず事前に電話連絡をして下さい。

重度知的障害者判定

高等部3年生で行田公共職業安定所に**障害者求職登録**をして、判定の対象となった人が、**重度知的障害者判定**を行います。

判定は、さいたま市桜区にある埼玉障害者職業センターで行います。

判定の対象か否かは、行田公共職業安定所が行う事前の調査で決まります。

ここで行う判定は、**雇用対策上等**における重度知的障害者に該当するか否かを判定するものです。児童相談所等の判定機関が示す「重度」とは異なるものです。

重度知的障害者で「判定される」となった場合、雇用する事業主は重度知的障害者を対象とした雇用対策上の制度が利用できるようになります。この制度とは、障害者雇用率制度及び障害者雇用納付金制度などの雇用対策並びに国税及び地方税法上の障害者雇用に係る優遇措置について有効となるものです。

判定には、本人が自筆記入する受付票と保護者が記入する社会生活能力調査票が必要です。また、当日は、保護者の同行が必要です。

進路指導連絡協議会

6月20日（火）に令和3年度の進路指導連絡協議会を行いました。昨年は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となったため2年ぶりの開催でした。

この会は、高等部の生徒に関する進路指導上の課題や問題点について、地域の関係機関及び本校の教員が連携し情報や意見交換を行うものです。

関係機関からは、行田公共職業安定所、行田市役所福祉課、熊谷市役所障害福祉課、羽生市役所福祉課、鴻巣市役所障がい福祉課、鴻巣市障がい者就労支援センター、熊谷市障害者相談支援センター、北埼玉障がい者生活支援センター、生活相談支援センターしゃろーむ北本の方々に参加いただきました。

関係機関より

- ・来所する前には、必ず電話をしてほしい。
- ・福祉サービスの受給者証の交付には、時間がかかるため早めに手続きを進めてほしい。
- ・相談支援事業所では、サービス等利用計画案の作成依頼が多い。
計画案は、すぐにできるものでないので、時間に余裕を持って来所してほしい。
- ・就労支援センターの登録は、在学中に行ってほしい。
- ・障害者の雇用率が上がったので、企業の障害者雇用のニーズはある。
- ・スマートフォンが関係するトラブルが、とても多くなっているため、在学中からスマートフォンの使い方等の指導をしておいてほしい。

福祉事業所情報

○鴻巣キャリアセンターが、8月1日付で加須市に移転します。

新たに、かぞ花崎キャリアセンターになります。

〒347-0015 加須市花崎北1-18-2

電話番号は、まだ決まっていないそうです。

併設の鴻巣コンサルテーションセンター（相談支援事業所）は、廃止になります。

お知らせ

今年度も、進路指導部主催の事業所フェアは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止にします。

福祉事業所の情報は、各地区通所等事業所一覧表をご覧ください。

また、埼玉県や各市のホームページ・福祉事業所のホームページからも情報を得ることができます。ぜひ御活用下さい。